

藤沢市第三次出資団体改革基本方針

2017年（平成29年）12月

藤沢市

目 次

はじめに（第三次出資団体改革基本方針策定の趣旨）	1
1 これまでの出資団体改革のあゆみ	2
(1) 藤沢市出資団体改革基本方針（平成 17 年度～平成 22 年度）	
(2) 藤沢市第二次出資団体改革基本方針（平成 25 年度～平成 29 年度）	
2 出資団体改革に関わる国の動向等	4
(1) 指定管理者制度の創設（地方自治法の改正，平成 15 年 9 月）	
(2) 公益法人制度改革関連 3 法の施行（平成 20 年 12 月）	
(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行（平成 21 年 4 月）	
(4) 第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成 21 年 6 月）	
(5) 第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成 26 年 8 月）	
3 出資団体改革の基本的な方向性	8
(1) 対象とする団体	
(2) 共通取組事項	
(3) 公益（財団）法人	
(4) 株式会社	
(5) その他	
4 関与の基準等	13
(1) 出資団体に対する関与の原則	
(2) 財政的支援の基準	
(3) 人的支援の基準	
(4) 出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準	
5 改革の推進体制等	17
(1) 出資団体指導担当課	
(2) 出資団体	
(3) 行財政改革推進室	
(4) 取組期間	
6 各出資団体の基本情報及び各団体における改革の重点課題	19
(1) 公益財団法人湘南産業振興財団	
(2) 公益財団法人藤沢市保健医療財団	
(3) 公益財団法人藤沢市まちづくり協会	
(4) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団	
(5) 株式会社藤沢市興業公社	
(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社	
(7) 藤沢市土地開発公社	
(8) 一般財団法人藤沢市開発経営公社	
(9) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	

はじめに（第三次出資団体改革基本方針策定の趣旨）

本市の出資団体は、社会的ニーズを満たす公益的な役割として、柔軟かつ効果的な市民サービスの提供を行うこと等を目的として設立された団体です。その運営にあたっては、民間の経営手法や資金・人材等を活かした事業展開を行っており、本市では、出資者としての責任を果たすために指導監督を行っております。

本市では、出資団体を取り巻く環境の変化や市の財政状況を踏まえた上で、平成8年度以降に実施した第1次から第3次までの15年間にわたる行政改革の主要な課題として、出資団体改革を位置づけ、取組を進めてまいりました。

平成25年度からは、これまでの3次15年にわたる行政改革の取組を礎として、平成29年度までを取組期間とする「新・行財政改革基本方針」を定め、出資団体改革を個別課題に位置づけました。この中で、これまでの出資団体改革を踏まえるとともに、公益法人制度創設後の社会状況の変化に応じた、出資団体への関与に対する考え方を示すため、“「藤沢市の出資団体に対する関与の基準」及び「藤沢市第二次出資団体改革基本方針」”を策定しました。

一方、社会経済情勢の変化に伴い、本市が抱える将来課題として、少子化の進展や超高齢化の進展、公共施設の老朽化、厳しさを増していく財源見通しといった課題があり、これらの課題は本市で経験したことのない社会構造の大きな転換となります。このような状況に対応し、持続可能な市政運営に資することを目的とした行財政改革に取り組むため、本市では「新・行財政改革」の取組期間が終了する平成29年度末を待たずに、平成29年度から平成32年度までを取組期間とする「藤沢市行財政改革2020基本方針」を策定しました。

この基本方針では、改革の柱に「出資団体改革の推進」を掲げており、この考え方に則り、団体ごとの重点課題を明らかにさせるとともに、課題解決のための改革プランを各団体が作成するにあたり、本市において新たに「藤沢市第三次出資団体改革基本方針」を策定します。

1 これまでの出資団体改革のあゆみ

(1) 藤沢市出資団体改革基本方針（平成 17 年度～平成 22 年度）

藤沢市出資団体改革基本方針では、次に掲げる事項を改革の柱として位置づけ、平成 17 年度を「改革準備期間」、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で「改革推進期間」としました。

ア 市民の視点による改革の推進

イ 団体将来像の明確化と将来像に沿った改革の推進

ウ 団体経営健全化の推進

この基本方針に基づき、各団体が実施する事業や団体そのものの検証を行うとともに、各団体の経営改善に向けた具体策の検討内容を踏まえた上で、平成 18 年 1 月に「藤沢市出資団体将来像第一次案」を策定しました。その後、第一次案の段階では結論を出し切れなかった課題の検討等について整理した上で、平成 18 年 5 月に「藤沢市出資団体将来像最終案」を策定し、「統合」「廃止」「存続」「その他」の区分により各団体の将来像や今後の取組を明確にしました。

また、平成 18 年 6 月に公布された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を含む公益法人制度改革関連 3 法に基づき、公益法人制度への移行を視野に入れ、各団体の将来像の実現に向けたスケジュールへと見直すため、平成 20 年 11 月に「藤沢市出資団体将来像最終案<改訂版>」を策定しました。その結果、当初 14 団体あった出資団体は 9 団体となりました。

【統廃合の推移】

団体名（統合前）	団体名（統合後）	統合年月日	備考
財団法人藤沢市ふれあい事業団	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日	藤沢市ふれあい事業団は、平成 19 年 4 月 1 日に社会福祉事業協会への寄附により統合。
財団法人藤沢市社会福祉事業協会			
福祉法人藤沢市社会福祉協議会			
財団法人藤沢市芸術文化振興財団	財団法人藤沢市みらい創造財団	平成 22 年 4 月 1 日	
財団法人藤沢市スポーツ振興財団			
財団法人藤沢市青少年協会			
財団法人藤沢市生活経済公社	財団法人藤沢市産業振興財団	平成 22 年 9 月 1 日	藤沢市産業振興財団は、平成 24 年 10 月 1 日に財団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンターとの統合に伴い、財団法人湘南産業振興財団と改称。
財団法人藤沢市産業振興財団			

(2) 藤沢市第二次出資団体改革基本方針（平成 25 年度～平成 29 年度）

藤沢市第二次出資団体改革基本方針では、次に掲げる市の指導方針及び出資団体への取組要請事項を示し、各団体においてこれらを前提とした出資団体改革プランを策定しました。

ア 市の指導方針

(ア) 経営状況等の把握，定期点検及び出資団体改革プランの策定

(イ) 市議会への説明と情報公開

(ウ) 法令遵守の徹底と組織・運営体制の強化

(エ) 事業運営と市民サービスの質的向上

(オ) 市の支出金抑制

イ 出資団体への取組要請事項

(ア) 経営状況等の把握，定期点検

(イ) 情報公開

(ウ) 経営体制の明確化と運営体制

(エ) 事業運営と公益的使命の達成，市民サービスの質的向上

(オ) 資金の管理運用・予算執行

この基本方針に基づき、本市では、出資団体改革プランにおいて「組織基盤強化に関する取組」、「財務基盤の強化に向けた取組」、「質的向上に向けた目標及び取組」を統一的に設定し、平成 25 年度を「改革準備期間」、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間を「集中改革期間」として、各団体の質的改革に取り組みました。また、出資団体における独自の人事給与制度の構築や、経営状況を公表することにより出資団体の情報公開の推進を図るとともに、第 1 次出資団体改革で課題とした公益法人制度改革への対応として、対象となる 5 団体のうち 4 団体について公益財団法人への移行を完了しました。

この集中改革期間で各取組を達成できたところは一部あるものの、その多くは各団体の継続課題として、第三次出資団体改革において引き続き取り組むことが求められます。

【公益財団法人への移行状況】

(移行年月日順)

団体名（移行前）	団体名（移行後）	移行年月日
財団法人藤沢市保健医療財団	公益財団法人藤沢市保健医療財団	平成 23 年 7 月 29 日
財団法人藤沢市みらい創造財団	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	平成 24 年 4 月 1 日
財団法人藤沢市まちづくり協会	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	平成 25 年 4 月 1 日
財団法人湘南産業振興財団	公益財団法人湘南産業振興財団	平成 26 年 4 月 1 日

2 出資団体改革に関わる国の動向等

(1) 指定管理者制度の創設（地方自治法の改正，平成 15 年 9 月）

平成 15 年の地方自治法改正により，公の施設の管理運営制度が創設され，本市では平成 16 年度から指定管理者制度を導入し，施設運営を進めてきました。それまでは，地方自治法により公の施設の管理運営は，「地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体」に限定されておりましたが，指定管理者制度の創設により受託主体の形態を問わず公の施設の管理運営を委任できるようになりました。

本市では，「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき，指定管理者の選定方法を原則として公募としています。例外条件に該当する場合に限り公募によらない選定を行うことができることとしています。

選定にあたっては，各施設を所管する課等において設置する指定管理者審査選定委員会において，公募とするか否か，また，公募によらない場合はその理由やその団体が指定管理者としてふさわしい団体であるかを審査しており，必ずしも出資団体が選定されるとは限りません。

このため，指定管理業務を主な業務としている団体は，選定されなかった場合に発生する経営・雇用問題や，公益財団法人の場合は公益目的事業比率への影響等の課題を抱えています。

【出資団体に係る指定管理者の実施状況】

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

団体名	指定管理施設
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市自転車等駐車場（20 施設） ・ 藤沢市生きがい福祉センター（2 施設） ・ 藤沢市新林公園ほか 11 公園（12 施設） ・ 藤沢市長久保公園（1 施設） ・ 藤沢市湘南台文化センター（1 施設）
公益財団法人藤沢市みらい創造財団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市立児童館（5 施設） ・ 藤沢市青少年会館（2 施設） ・ 藤沢市少年の森（1 施設） ・ 藤沢市地域子どもの家（17 施設） ・ 藤沢市運動施設等（4 施設）
藤沢市民会館サービス・センター株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市湘南台文化センター（1 施設）
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市老人福祉センター（3 施設）

(2) 公益法人制度改革関連3法の施行（平成20年12月）

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性など従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的として、平成20年に公益法人制度改革関連3法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定されました。

この制度では、公益財団法人又は公益社団法人への移行にあたり、経理的基礎を有すること、技術的能力を有すること、特別の利益を与える行為を行わないこと、収支相償であると見込まれること、公益目的事業費率が50%以上であること、遊休財産額が制限を超えないと見込まれることなどの認定基準があり、公益法人への移行後も行政庁による監督が行われます。

本市では、第1次出資団体改革による統廃合後5団体あった財団法人のうち、4団体を公益財団法人、1団体を一般財団法人へと移行しております。

一方、神奈川県第三者機関である「神奈川県公益認定等審議会」による「外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方」（平成23年5月20日）において、次の見解が示されています。

ア 事業計画や予算の策定など、本来、法人自らが意思決定すべき事項が行政の方針に拘束され、実施すべき事業の内容についても仕様書等に詳細に定められているような場合は、行政の利益に資するという点において公共性を有するものの、法人自らの公益目的事業としては観念し難い。その業務の性質において法人の主体性、独自性、ノウハウを発揮できる業務であり、プロパー職員の技術的能力、業務マニュアル等によるノウハウの継承、再委託の割合等を勘案して、人的設備、物的設備を含めた経理的基礎及び技術的能力が具備されている必要がある。

イ 時代の変遷により、当該事業の市場が形成され、営利競合するような状況に至った場合は、公益目的事業に該当しなくなったものと判断せざるを得ないこともあり得る。

ウ 公益法人認定法の目指す公益法人とは、民間の自発的な公益活動を推進し、市民の寄附文化を醸成させるということが最大の趣旨である。行政への依存度が高い外郭団体等は、ひとたび行政からの補助金や委託料が途絶えると、公益目的事業比率や収支相償といった公益認定基準に影響するだけでなく、法人の存続自体に影響することも否定できない。公益認定基準を満たさない状態に至ったときは、公益認定法の規定に従って、厳正な監

督措置を講じざるを得ない。

このような見解を踏まえ、公益法人として認定された出資団体については、その活動領域が他にも担い手となる主体(事業者等)がある分野ではないのか、公益性等について定期的に市と点検を行うことが必要となります。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行(平成21年4月)

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取ることににより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)」が平成21年に施行されました。

健全化法では、監査委員の審査や議会への報告・住民への公表等を義務づけ、情報開示を徹底するとともに、財政の早期健全化を図るべき基準として早期健全化基準を設け、当該基準を下回った地方公共団体に対する財政健全化計画の策定が義務づけられています。早期健全化基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のそれぞれについて、政令で定める数値を対象としており、このうち「将来負担比率」(将来支払う必要のある負債が、収入に対してどの程度かを示す指標)については、地方公社や第三セクター等の負債や債務のうち一部分が参入されることとなりました。

本市では、平成27年度決算数値における将来負担比率は18.3%であり、早期健全化基準(350%)を大きく下回っておりますが、今後も引き続き出資団体の経営状況を把握し、健全性の維持に努める必要があります。

(4) 第三セクター等の抜本的改革の推進等について(平成21年6月)

第三セクター等が行っている事業の意義や採算性等について検討の上、事業継続の是非を判断し、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことを目的として、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について(総財公第95号)」が平成21年に総務省より発出され、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が策定されました(現在は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」策定に伴い廃止されています。)

この指針では、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合であっても、最適な事業手法の選択や民間的経営手法の導入の検討を行う等が示されております。

本市では、統廃合についてはこの指針が発出される前に、藤沢市出資団体改革基本方針において検討を進め、また、公的支援の考え方等については第二次出資団体改革基本方針の中に盛り込むことで、指針の考え方に則った取

組を進めてきました。

(5) 第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成 26 年 8 月）

出資法人や損失補償等の財政援助を地方公共団体が行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象に、効率化や経営健全化、地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことを目的として、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総財公第 102 号）」が平成 26 年に総務省より発出され、第三セクター等の経営健全化に関する指針が策定されました。

この指針では、第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について適切に把握すること、第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むこと、徹底した効率化について不断の取組を進めること等が示されています。

本市においては、この指針の考え方にに基づき、各出資団体の健全経営という視点に立った改革を今後進めていくことが求められます。

3 出資団体改革の基本的な方向性

本市における出資団体に求める姿として、第二次出資団体改革基本方針では、次の項目を掲げました。

ア 民間事業者の先駆的役割としての事業の創設や、関係機関のコーディネート、市の政策や施策課題の解決に向けた公益的取組の実践

イ 市の直接実施では見込めない効率性・機動性という団体の特性を生かした事業の実施主体としての役割の発揮

ウ 民間参入が進む事業分野に関しては、競争による事業獲得ができる、出資団体ならではの公益性を有した質の高い事業提案、業務水準の確保、及び的確な経費の算定、コスト縮減等の経営的感覚を持った事業運営

出資団体は、行政の補完的役割を担う一方、それぞれの根拠法令に基づき法人格を有する独立した団体であり、その経営は当該団体の主体的な責任の下で行われるべきものです。一方、出資団体の多くはその収入の大部分が市からの支出金（委託料、指定管理料、補助金、負担金）による公費であり、従来にも増した自主性、自立性を発揮し、円滑な法人運営を実現していくことが重要であることから、個々の事業についての必要性や妥当性の検証が今後求められるものと考えられます。

また、第二次出資団体改革では、組織基盤強化に関する取組や財務基盤の強化に向けた取組、質的向上に向けた取組といった取組の視点を中心に、統一的な観点で改革を推進してまいりましたが、今後の出資団体改革にあたりましては、藤沢市行財政改革2020基本方針に基づき、それぞれの出資団体が、公共サービスの担い手としてその社会的使命（設立趣旨）を確認するとともに、その実状にあった改革を推進することとします。

これらのことから、今後の出資団体改革の基本的な方向性として、各出資団体が共通して取り組むものと、それぞれの法人格にあわせて取り組むものをここに掲げ、各団体はこの考え方をもとに、この4年間の取組期間における重点課題を設定し、個々の改革を推進していくものとします。なお、各団体が考える重点課題については、「6 各出資団体の基本情報及び各団体における改革の重点課題」において示すことにより、本市が策定する藤沢市第三次出資団体改革基本方針内で見える化を図ります。

(1) 対象とする団体

出資団体改革の対象とする団体は、本市の出えん（出資）が、基本財産（資本金）の4分の1以上を占め、かつ本市からの出えん（出資）額の占める割

合が最多である団体とします。

< 改革対象団体一覧 >

(平成 29 年 4 月 1 日現在。区分ごとに五十音順)

区分	団体名	市出資比率
公益法人	公益財団法人湘南産業振興財団	45.3%
	公益財団法人藤沢市保健医療財団	69.0%
	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	100.0%
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	66.7%
株式会社	株式会社藤沢市興業公社	56.7%
	藤沢市民会館サービス・センター株式会社	52.0%
地方公社	藤沢市土地開発公社	100.0%
一般法人	一般財団法人藤沢市開発経営公社	100.0%
社会福祉法人	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	100.0%

(参考) 地方自治法との関係

地方自治法第 221 条第 3 項及び同施行令第 152 条で長の調査権の及ぶ法人の範囲を定めていますが、本市では、これに加えて地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号の法人を定める条例を制定しています。これらの法令等に合致している土地開発公社、一般(公益)財団法人、株式会社と、出資比率が 25%を超える社会福祉法人を含めて、本市では「出資団体」と位置づけ、指導監督の対象としています。

(2) 共通取組事項

各出資団体が共通して取り組むべき事項は次のとおりです。

ア BPR の推進，事務事業の抜本的な見直し

各団体が行っている事務事業について，そのプロセスを含め団体内で分析を行い，業務の必要性や業務手順の見直し，作業の効率化の可能性を追求することを基本として取り組むものとします。その中で，効果が少ない事業や必要性が低い事業についての抜本的な見直しを行うことを求めます。

イ 組織・人員体制の強化，人事給与制度の見直し

将来的な事業の方向性にあわせ，定員管理，各職位の人員構成の検討を行い，計画的な採用に努めるとともに，多様な任用形態を組み合わせることにより効率的な事業運営を行うものとします。役員については，事業規模等を勘案し人数の見直しなど経営体制のスリム化を図るとともに，プロパー職員による経営者の登用率向上について検討するものとします。

また、各団体の人事給与制度については、職員個人の能力、実績評価を踏まえた制度への変更について積極的に検討を行うとともに、経営状況や指定管理事業等の受託見込み、同様の事業を行う民間事業者の水準を踏まえ、常に見直しを行うものとします。

ウ 健全経営の維持

流動比率 120%以上、自己資本比率 30%以上を基本とし、健全経営の維持に努めることはもとより、次の観点から自己点検を行うものとします。

(ア) 経営状況や資産債務の状況について適切な実態把握ができるよう、適正な会計基準を用いて会計処理を行う。

(イ) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に自己点検や評価を行う。

(ウ) 自己点検等により、効果が少ない事業や必要性が低い事業については、整理・統合、廃止など抜本的な見直しを行う。存続する事業についても、事業の簡素化や効率化に努め、経費削減を図る。

エ 退職給付引当資産の計画的な積立

退職給付引当資産の積立率 100%の団体については、当該数値を維持することを原則としますが、100%未満の団体については、将来的な積立計画を示した上で、計画的な積立を行うものとします。

オ 情報公開の推進

各団体においては、団体経営の透明性の観点から、経営状況や職員数、職員の給与に関する情報を積極的に公開するものとします。なお、市は、各団体の決算書が確定した段階で、総体的な把握ができるようそれぞれの団体の財務数値を記載した一覧性のある総括表を作成し、市ホームページによる情報公開を行います。

カ 団体職員の意識改革

すべての職員が市民サービスの質的向上や業務の効率化に向けた創意工夫・企画提案を積極的に行い、意識改革を図ることを求めます。

また、定期的な人事異動において、事業部間異動を実施することにより、継続した団体運営のための柔軟な組織づくりを行うものとします。

キ 適正な資金管理・運用

資金管理・運用にあたっては、市の公金管理運用基準に従い、各団体独自の管理基準を策定し、当該基準に沿った運用を行うとともに、金融機関の経営状況、各金融商品の性格及びリスクなど、必要となる情報の把握に努めるものとします。

(3) 公益（財団）法人

公益（財団）法人が取り組むべき事項は次のとおりです。

ア 担い手の検証

出資団体が実施する事業のうち、市の支出により実施しているもの（委託、指定管理等）について、他の担い手があるか市と検証するものとします。検証にあたっては、出資団体は、当該団体が落札又は選定等がなされないことを想定した上で、経営や人事配置への影響を分析することが必要となります。

イ 公民の役割分担

市が業務委託等によらず直接実施してきた事業で、出資団体に委託等を行うことにより、効率的・効果的に事業が実施でき、契約等の相手方としてその妥当性が説明できるものがあるか市と検討するものとします。

ウ 団体のあり方検討

出資団体は、上記ア及びイを踏まえて、中長期的な視点に立った上で出資団体の設立趣旨に合致した事業を展開していくかといった、当該団体のあり方について検討するとともに、公益目的事業比率の検証を行い、公益法人と一般法人とにおけるそれぞれのメリット等を比較することにより、法人格の変更についても検討するものとします。

エ 団体職員の育成

将来的なあり方や事業の方向性を視野に入れ、出資団体内部における事業部間の人事異動や出資団体相互における人事交流、各種研修の実施等を積極的に進めることにより、専門性を含めた職員の資質の向上に努め、当該団体組織内の底上げを図ります。

(4) 株式会社

株式会社が取り組むべき事項は次のとおりです。

ア 公益性の検証

出資団体が実施する公益性の高い事業のうち、市が支出しているものについては、今後も当該団体が担う必要性があるか、また、支出額について対外的な説明責任を果たす上で適正なものか市と検証するものとします。

イ 収益性の向上、不採算部門の見直し

各収益事業における採算性を十分に検証するとともに、不採算な状況が続く場合は、当該事業の必要性や将来的な見通しを十分に精査した上で、当該事業の継続の可否について判断します。

ウ 事務事業の効率化

事務事業の簡素化や効率化に努め、コスト削減の徹底を図るものとします。

(5) その他

その他の出資団体が取り組むべき事項は次のとおりです。

ア 土地開発公社

土地開発公社については、市の施策にあわせた事業の継続に努めるとともに、保有土地の有効活用について積極的に検討を行うものとします。

イ 一般（財団）法人

一般（財団）法人については、市への寄附継続も踏まえた安定的収入の確保による自立的経営を維持するものとします。

ウ 社会福祉法人

社会福祉法人については、必要最小限の体制の維持を基本としつつ、セーフティネット機能として市との連携を強化するとともに市の施策に合致した事業を展開するものとします。また、継続運営の観点から、退職給付引当資産積立率 100%に向けた計画づくりに努めるものとします。

4 関与の基準等

出資団体は独立した事業主体であることから，個々の団体に求められる役割や公益性を発揮するために必要な事業を対象として，財政的・人的側面からその自主性や経営努力の意欲を失わせない範囲で適切な関与を行います。

(1) 出資団体に対する関与の原則

ア 出資団体は，それぞれの根拠法令に基づき法人格を有する独立した団体であり，その経営は当該団体の主体的な責任の下に行われるべきものです。そのため，経営責任の明確化を図ることから，出資団体への関与は必要最小限度とし，出資団体の自主的な経営及び事業を尊重します。

イ 市は，出資団体が行う事業と同種又は類似の事業を行う民間団体があり，出資団体への関与が公平性を阻害し，民業圧迫のとなるおそれがある場合は，関与の見直しや廃止をするなど，社会状況の変化や民間参入の度合いなどを参酌し対応します。

(2) 財政的支援の基準

ア 運営に対する支援に関する基準

(ア) 運営費に対する補助金の範囲は，原則として市が出資団体の運営への関与のために必要と認める常勤役員の報酬相当額又は当該団体の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費とします。

(イ) 市の保有財産の無償，減免による使用は補助に相当する支援として取扱い，その適用にあたっては，使用目的や公益性を精査した上で個別に判断を行うものとします。

(ウ) 運営に対する支援の内容や金額は，当該団体の事業内容の公益性や経営状況を勘案し，絶えず見直しを行うこととする。

(エ) 市は，政策転換に起因して出資団体の事業縮小・廃止等により生じた雇用問題について，当該団体単独での対応が困難であると判断した場合は，一定の財政措置等の支援を検討するものとします。

(オ) 市は，市の出えん金について，基本財産として，藤沢市公金管理運用基準に準じて安全かつ確実な資金管理及び運用が行われるよう指導を行います。

イ 事業に対する支援に関する基準

(ア) 出資団体が主体的に行う公益事業のうち，原則として，行政サービスの代替，補完性が高く，収益性が望めない事業の実施に対してのみ支援

を行います。

(具体例)

- ・現時点において他の担い手が無い事業
- ・他の担い手よりも実施効果又は費用対効果が高い事業
- ・他の担い手のみでは市民全体を対象として実施することが困難である事業

(イ) その他の事業実施に対する支援は、他の民間団体等に対するものと同等の取扱いとします。

ウ 債務保証及び損失補償に関する基準

市は、出資団体の資金調達に関する債務保証及び新たな損失補償を原則として行わないものとします。

エ 出資団体との契約等に関する基準

(ア) 市が出資団体と契約を締結する場合は、地方自治法施行令及び藤沢市契約規則に定める場合を除き、原則として競争入札によるものとします

(イ) 市が行う指定管理者の選定は、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、公募を原則とします。ただし、同方針の規定に基づき、公募によらない選定を行う場合は、その理由を明確にし、審査選定委員会及び市議会に諮るものとします。

(ウ) 随意契約又は公募によらない選定により業務を受託（受任）する場合は、その競争性が担保されないことから、経費の積算については、契約（協定）締結前に十分精査するとともに、業務水準についても市民満足の得られるものとなるよう、必要に応じて当該団体と協議を行うものとします。

(イ) 出資団体に対する財政支出を抑制することを基本とすることから、出資団体は、市の支出額の算定にあたっては、期待する成果をより明確にし、コスト意識の徹底を図りつつ、市民サービスの低下を招かないよう、必要額の適切な算定を行うものとします。なお、市は、効率的かつ効果的な人員体制での積算となっているか等の十分な精査を行います。

(オ) 単価契約など清算規定のある契約を除き、仕様どおりに履行した場合における余剰金の清算行為は、原則として行わないものとします。ただし、随意契約や公募によらない選定など、競争原理が働かずに発注する業務については、経費算定の適切性を保つため、積算時には十分な精査をし、協議を行うものとします。

オ 新規事業に関する基準

新規事業を行う場合は、指導担当課と十分協議の上、事業実施の目的や効果を明確にし、かつ、収支見込みの算定を十分に行った上で実施するこ

と。この場合において、人員は不拡大の対応を原則とします。

(3) 人的支援の基準

ア 市職員等の役員等への就任に関する基準

(ア) 市職員の理事等の役員及び評議員への就任は、出資団体に期待する出資目的の実現や健全経営の維持のため団体運営に関わるとともに、当該団体からの情報収集により市民への説明責任を果たすことが必要であると認められる範囲において、総務部長及び当該団体の指導所管部長が協議を行った上で、副市長が認める場合に限り行うものとします。

この場合において、役員等の就任期間は、出資団体の業務に関連する市の職にある間までとします。

(イ) 市長は、法令に定めがある場合や市政運営上必要であると認められる場合を除き、出資団体の理事等の役員に就任しないものとします。

(ロ) 市退職職員の理事等の役員への就任は、各出資団体から市人事主管課への依頼をもって推薦者を決定するものとします。この場合において、当該職員の報酬額は、市で定める基準の範囲内で、各出資団体の規程に基づき決定するものとします。

(ハ) 市は、上記ウで定めるほか、公募による選考を含め市退職職員が出資団体に就職する場合については、出資団体に対し市人事主管課への報告を求めるものとし、その報酬、給与等が適正なものとなっているか確認を行います。

イ 正規職員の採用等に関する基準

(ア) 出資団体は、当該団体の正規職員の採用の必要性が生じた場合は、速やかに出資団体指導担当課及び行財政改革推進室と事前協議をすることを原則とします。なお、採用にあたっては、公募による採用試験を行うなど透明性をもった人材確保を行うことを基本とします。

(イ) 各出資団体の人事関連の対応（昇任、昇格、昇級、降任、降格等）については、各団体の自主的な判断を基本としますが、出資団体指導担当課及び行財政改革推進室と事前協議をすることを原則とします。市は、財務の健全性及び業務執行体制の適切性の観点から確認を行います。

ウ 市職員の派遣等に関する基準

(ア) 原則として、出資団体への市職員の派遣は行いませんが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、必要性があると認められた場合についてはこの限りではありません。

(イ) 市は、出資団体職員の人材育成に関わる情報提供又は研修の場の提供に協力するものとします。

(4) 出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準

出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準は次のとおりとします。

ア 設立目的を達成したとき。

イ 設立目的が達成できないことが確定したとき。

ウ 社会情勢の変化により設立目的自体が希薄化したとき。

エ 収益事業を主とする団体において、経営状況が悪化し、今後、複数年度にわたり黒字転換が不可能と見込まれるとき。

なお、経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、出資団体が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性、採算性等）について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、当該団体の存廃を含めた判断を含め、経営健全化を検討します。

5 改革の推進体制等

この基本方針にもとづく改革の推進体制及び取組期間については、次のとおりとします。

(1) 出資団体指導担当課

出資団体指導担当課は、各出資団体や予算所管課とのより一層の密接な連携・調整のもと、事業運営や経営状況を常に把握し、出資団体へのヒアリング等により改革プランの進行管理や点検を行うとともに、団体への適切な指導・助言を行います。

なお、改革推進責任者（指導担当課長）が指導にあたり、進捗状況については改革推進責任者が所管部長に報告するものとします。

(2) 出資団体

各出資団体は、「6 各出資団体の基本情報及び各団体における改革の重点課題」で各団体が掲げたる重点課題への取組事項や取組計画をまとめた「藤沢市第三次出資団体改革プラン」を作成し、出資団体指導担当課と行財政改革推進室への定期的な進捗報告を行い、指導担当課による指導等を踏まえ改善等を図ります。

(3) 行財政改革推進室

行財政改革推進室は、出資団体改革推進総括課として、各団体が作成した「藤沢市第三次出資団体改革プラン」や当該プランに基づく取組の進捗状況を取りまとめるとともに、行財政改革2020実行プランとして藤沢市行財政改革協議会や市議会「行政改革等特別委員会」へ報告を行います。また、改革全体の進捗状況等についての情報共有の場として、出資団体指導担当課長を中心とする「出資団体改革推進責任者会議」を中心に、各出資団体経営責任者で構成する「出資団体調整会議」や、各出資団体実務担当者で構成する「出資団体総務担当者会議」を開催し、改革全体の進捗状況等について情報提供・意見交換を行うほか、必要に応じて出資団体指導担当課又は出資団体へのヒアリングを実施し、取組状況を把握します。

(4) 取組期間

この基本方針に基づく取組期間は、「藤沢市行財政改革2020基本方針」の実行プランに基づき、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

なお、この基本方針の内容等については、取組期間中であっても、取り巻く状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

6 各出資団体の基本情報及び各団体における改革の重点課題

(1) 公益財団法人湘南産業振興財団

設立年月	1991年(平成3年)11月	市所管部課	経済部産業労働課	
設立目的 (定款)	社会経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、企業間の情報交流、産業経済に関する調査研究、人材育成及び中小企業の支援等を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって藤沢市の産業経済の発展に寄与するとともに、藤沢市、鎌倉市及び茅ヶ崎市の中小企業に勤務する勤労者等の福祉の向上を図ることにより、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。			
基本財産	278,993,355円	市出資額 (出資率)	126,520,000円 (45.3%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1現在)		常勤	非常勤	計
	役員数	1人	12人	13人
	(理事・取締役)			
	うち市退職職員	1人	3人	4人
	うち市職員	0人	2人	2人
	職員数			
	(臨時職員除く)			
	正規職員	13人	常勤嘱託	1人
	再雇用(フル)	1人	非常勤	1人
	再雇用(フル以外)	0人	その他	2人
			合計	18人
財政等の状況	平成28年度実績	市の財政支出 の状況(千円)	平成28年度実績	
	流動比率	269.7%	補助金	42,930,000円
	自己資本比率	66.5%	負担金	91,699,225円
	退職給付引当	85.0%	委託料	51,356,941円
	資産積立率			
	自主財源比率	45.9%	指定管理料	0円
改革の重点課題	<p>1. インターネットプロバイダ事業の事業譲渡などにより収益が減少したことから、新たな収益事業の開拓などによる健全な財政運営の確立が課題である。</p> <p>2. 職員の高齢化が進む中で、今後も他の経済団体との連携を図りつつ、市と一体となった産業振興等の事業を継続するために、効率的な執行体制を確保することが課題である。</p>			

(2) 公益財団法人藤沢市保健医療財団

設立年月	1993年(平成5年)10月	市所管部課	福祉健康部福祉健康総務課	
設立目的 (定款)	藤沢市民の健康づくりを進めるため、生活習慣病等の疾病予防に向けた検診、検査と健康の保持増進に関する保健事業を行うとともに、住宅の要介護者や療養者等への訪問看護等の提供、救急医療患者等への支援等を実施することにより、医療及び福祉に関する総合的な市民サービスの向上を図り、もって藤沢市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。			
基本財産	210,000,000円	市出資額 (出資率)	145,000,000円 (69.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1現在)		常勤	非常勤	計
	役員数	4人	11人	15人
	(理事・取締役)			
	うち市退職職員	3人	0人	3人
	うち市職員	0人	2人	2人
	職員数			
	(臨時職員除く)			
	正規職員	40人	常勤嘱託	14人
	再雇用(フル)	3人	非常勤	1人
	再雇用(フル以外)	2人	その他	0人
			合計	60人
財政等の状況	平成28年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成28年度実績
	流動比率	139.8%	補助金	20,584,368円
	自己資本比率	68.0%	負担金	0円
	退職給付引当	100.0%	委託料	293,672,378円
	資産積立率			
	自主財源比率	69.8%	指定管理料	0円
改革の重点課題	<p>1. 公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行による収支相償の制約や、施設の老朽化に伴う改修費用の負担等が経営を圧迫し、正味財産が減少していることから、経営改善が喫緊の課題である。</p> <p>2. 市との協働により「健康寿命日本一」を目指しているが、この実現に向けて、特色である「健診、検診から健康づくりまでの切れ目のない医療、保健、福祉の推進」事業を強化する必要がある。</p>			

(3) 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

設立年月	1986(昭和 61)年 4 月	市所管部課	計画建築部建設総務課	
設立目的 (定款)	魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現のための事業及び障がい者及び女性並びに健康で働く意欲を持つ高齢者の就業機会を確保,提供する事業を行い,もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。			
基本財産	70,000,000 円	市出資額 (出資率)	70,000,000 円 (100.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)	常勤		非常勤	計
役員数	2 人		3 人	5 人
(理事・取締役)	うち市退職職員	2 人	0 人	2 人
	うち市職員	0 人	1 人	1 人
職員数 (臨時職員除く)	正規職員	34 人	常勤嘱託	8 人
	再雇用(フル)	1 人	非常勤	30 人
	再雇用(フル以外)	2 人	その他	0 人
			合計	75 人
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成 28 年度実績
	流動比率	236.7%	補助金	55,219,000 円
	自己資本比率	52.3%	負担金	171,389,822 円
	退職給付引当	100.0%	委託料	408,251,876 円
	資産積立率			
	自主財源比率	44.9%	指定管理料	289,190,470 円
改革の重点課題	<p>1. 平成 25 年に公益法人へ移行した後の事業内容は設立当初と比べ幅広い分野に変化しており,将来の協会経営を担える職員や質の高いサービスを提供できる専門性のある職員の人材育成と,年齢層の偏りの解消等の人員配置の整備等の組織体制の強化が課題である。</p> <p>2. 自主財源の大半は市受託事業などであり,収支相償の制約を受ける中で,市受託事業以外の新たな財源の確保等の財務体質の強化が課題である。</p> <p>3. 「超高齢化の進展」という市の将来課題に対応するため,高齢社会を支える重要な役割を担うシルバー人材センター事業を推進し,より多くの会員が就業できるよう就業機会の確保と提供の拡充が課題である。</p>			

(4) 藤沢市みらい創造財団

設立年月	1986(昭和 61)年 4 月	市所管部課	子ども青少年部青少年課 生涯学習部文化芸術課，スポーツ推進課				
設立目的 (定款)	青少年の主体性や創造性を育み心豊かに育つための環境づくりを推進するとともに，市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を図ることにより，生き生きとした地域文化溢れる豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。						
基本財産	300,000,000 円	市出資額 (出資率)	200,000,000 円 (66.7%)				
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)			常勤	非常勤	計		
	役員数 (理事・取締役)			2 人	18 人	20 人	
		うち市退職職員			2 人	0 人	2 人
		うち市職員			0 人	1 人	1 人
	職員数						
	正規職員		135 人	常勤嘱託	0 人		
	再雇用(フル)		4 人	非常勤	237 人		
再雇用(フル以外)		5 人	その他	168 人			
				合計	549 人		
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成 28 年度実績			
	流動比率	97.4%		補助金	144,632,854 円		
	自己資本比率	53.2%		負担金	498,361,000 円		
	退職給付引当	85.1%		委託料	47,207,000 円		
	資産積立率						
	自主財源比率	34.5%		指定管理料	1,207,389,000 円		
改革の重点課題							
<p>1. 公益財団法人への移行後 5 年間で正味財産が減少しており，現事業の評価，見直しや事務の効率化とともに，財源確保が課題である。</p> <p>2. 厳しさを増す財務状況のもと団体を運営していくにあたり，人材育成の更なる充実及び人事制度の再構築を図り，組織力を強化する必要がある。</p> <p>3. 多様化するニーズを的確に捉えた上で，本市のめざす施策と連携した事業を展開する必要がある。</p>							

「その他」欄は任期付職員のほか，臨時職員を含めるもの。

(5) 株式会社藤沢市興業公社

設立年月	1962(昭和 37)年 4 月	市所管部課	環境部環境総務課	
設立目的 (定款)	環境衛生の向上を図り公共の福祉増進のため、次の事業を営むことを目的とする。 廃棄物処理業、浄化槽清掃及び浄化槽管理事業、浄化槽の設計施工事業、一般消毒事業、下水道の清掃事業、貨物自動車運送事業、建築工事業及び土木工事業、建設資材の販売業、屋内外清掃事業、古物の売買及び交換業、労働者派遣事業、解体工事業、これらに附帯する一切の事業			
基本財産	10,000,000 円	市出資額 (出資率)	5,668,000 円 (56.7%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)		常勤	非常勤	計
	役員数	2 人	3 人	5 人
	(理事・取締役)			
	うち市退職職員	1 人	0 人	1 人
	うち市職員	0 人	3 人	3 人
	職員数 (臨時職員除く)			
	正規職員	194 人	常勤嘱託	2 人
	再雇用(フル)	10 人	非常勤	3 人
	再雇用(フル以外)	0 人	その他	10 人
			合計	219 人
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成 28 年度実績
	流動比率	430.7%	補助金	0 円
	自己資本比率	69.0%	負担金	42,316,000 円
	退職給付引当 資産積立率	100.0%	委託料	1,355,782,100 円
	自主財源比率	13.3%	指定管理料	0 円
改革の重点課題	<p>1. 当社の主要な事業である廃棄物の収集運搬等事業及び下水道管渠浚渫等事業は、市民生活における生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、市民のライフラインとして停滞が許されない事業であり、市の施策と連携し満足度の高い市民サービスを継続して提供していくためには、更なる組織体制の強化が課題である。</p> <p>2. 自立性を高めるため、経費の節減や自主事業の拡充を図るとともに、新たな自主事業の展開について検討する必要がある。</p>			

「その他」欄の人数は、臨時職員を含めるもの。

(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社

設立年月	1968(昭和 43)年 7 月	市所管部課	生涯学習部文化芸術課	
設立目的 (定款)	次の事業を目的とする。 結婚式場・食堂・売店・コーヒーショップの経営，催物興業に関する企画・誘致・斡旋及びその受託補完業務，藤沢市から委託を受けた藤沢市民会館及びその他公の施設の保守管理業務，音響・照明・舞台装置の操作並びに保守・管理・修繕及び上記備品等の販売，警備業，ビルメンテナンス業務，高齢者・身障者等向けの住宅リフォーム，これらに付帯関連する各種の業務			
基本財産	10,000,000 円	市出資額 (出資率)	5,200,000 円 (52.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)		常勤	非常勤	計
	役員数	1 人	7 人	8 人
	(理事・取締役)			
	うち市退職職員	1 人	0 人	1 人
	うち市職員	0 人	3 人	3 人
	職員数			
	正規職員	17 人	常勤嘱託	10 人
	再雇用(フル)	0 人	非常勤	0 人
	再雇用(フル以外)	0 人	その他	19 人
			合計	46 人
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成 28 年度実績
	流動比率	296.5%	補助金	0 円
	自己資本比率	39.5%	負担金	0 円
	退職給付引当 資産積立率	33.5%	委託料	203,977,440 円
	自主財源比率	37.4%	指定管理料	153,961,000 円
改革の重点課題	<p>1. 自主事業として行っているレストラン・宴会部門の事業費が，営業売上の減少などの理由により不採算となっていることから，利用者数の増加や経費節減等，更なる効率的な経営への転換が課題である。</p> <p>2. 平成 29 年度に予定されている藤沢市民会館の建物調査の結果により示される施設整備に関する市の方向性に合わせ，あり方について検討を行う必要がある。</p>			

「その他」欄の人数(19人)はパート・アルバイトの人数を示すもの。

(7) 藤沢市土地開発公社

設立年月	1974(昭和 49)年 4 月	市所管部課	計画建築部建設総務課	
設立目的 (定款)	公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。			
基本財産	5,000,000 円	市出資額 (出資率)	5,000,000 円 (100.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)	常勤		非常勤	計
役員数 (理事・取締役)	1 人		6 人	7 人
	うち市退職職員	1 人	0 人	1 人
	うち市職員	0 人	6 人	6 人
職員数 (臨時職員除く)	正規職員	6 人	常勤嘱託	1 人
	再雇用(フル)	0 人	非常勤	1 人
	再雇用(フル以外)	1 人	その他	0 人
			合計	9 人
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成 28 年度実績
	流動比率	5,152.9%	補助金	0 円
	自己資本比率	48.6%	負担金	0 円
	退職給付引当 資産積立率	100.0%	事務費(買戻 し時に 2%)	2,540,446 円
	自主財源比率	97.2%	使用料	3,710,000 円
改革の重点課題	1. 藤沢市からの土地取得依頼に対し迅速かつ適正に対応し，市の施策の推進に資すること及び健全経営を維持するための方策の一つとして，保有土地の有効活用を図る必要がある。			

職員のうち 7 人は，一般財団法人藤沢市開発経営公社に出向し，又はその職を兼務しているもの。

(8) 一般財団法人藤沢市開発経営公社

設立年月	1961(昭和 36)年 6 月	市所管部課	計画建築部建設総務課	
設立目的 (定款)	藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、又は用地を確保し、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。			
基本財産	1,000,000 円	市出資額 (出資率)	1,000,000 円 (100.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1 現在)		常勤	非常勤	計
	役員数	1 人	6 人	7 人
	(理事・取締役)			
	うち市退職職員	1 人	0 人	1 人
	うち市職員	0 人	6 人	6 人
	職員数 (臨時職員除く)			
	正規職員	5 人	常勤嘱託	0 人
	再雇用(フル)	0 人	非常勤	1 人
	再雇用(フル以外)	1 人	その他	0 人
			合計	7 人
財政等の状況	平成 28 年度実績	市の財政支出 の状況(千円)	平成 28 年度実績	
	流動比率	24,626.2%	補助金	0 円
	自己資本比率	95.9%	負担金	0 円
	退職給付引当	-	賃借料	120,995,390 円
	資産積立率			
	自主財源比率	90.7%	使用料	2,703,638 円
改革の重点課題	1. 公益法人制度改革に伴う公益目的支出計画として、市に対し毎年度約 2 億 3 千万円の寄附を 60 年間に渡り確実に実施するため、継続して安定的かつ固定的な収入源を確保することが課題である。			

職員はすべて藤沢市土地開発公社の出向又は兼務によるもの。

(9) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会

設立年月	1969(昭和44)年4月	市所管部課	福祉健康部福祉健康総務課	
設立目的 (定款)	藤沢市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。			
基本財産	5,000,000円	市出資額 (出資率)	5,000,000円 (100.0%)	
役員及び職員の 状況 (2017.4.1現在)	常勤		非常勤	計
役員数 (理事・取締役)	1人		7人	8人
	うち市退職職員	1人	1人	2人
	うち市職員	0人	1人	1人
職員数 (臨時職員除く)	正規職員	30人	常勤嘱託	16人
	再雇用(フル)	0人	非常勤	23人
	再雇用(フル以外)	0人	その他	23人
			合計	92人
財政等の状況	平成28年度実績	市の財政支出 の状況(千円)		平成28年度実績
	流動比率	537.6%	補助金	184,331,722円
	自己資本比率	59.2%	負担金	0円
	退職給付引当 資産積立率	62.7%	委託料	144,784,639円
	自主財源比率	33.6%	指定管理料	230,231,491円
改革の重点課題	<p>1. 少子超高齢社会や人口減少社会が進展する中で、家庭や地域で課題を解決していく力が脆弱になりつつあり、個人や世帯の中での生活課題の深刻化・複雑化や、「つながり」の弱まりを背景とした「社会的孤立」「制度の狭間」等の問題が表面化している。このことから、地域共生社会の実現に向けた「藤沢型地域包括ケアシステム」を市と一体となって推進していくとともに、地域のセーフティーネット機能を充実する必要がある。</p> <p>2. 地域のセーフティーネットとして必要な事業を推進するにあたり、組織及び財務基盤の強化が課題である。</p>			

【用語の説明】

- 1 再雇用(フル): 正規職員の1週当たり勤務時間と同一の時間数で勤務する再雇用職員。
- 2 再雇用(フル以外): 上記以外の勤務時間数で勤務する再雇用職員。
- 3 非常勤: 非常勤嘱託又は非常勤職員。
- 4 その他: 任期付職員又は契約職員。
- 5 流動比率: 流動資産を流動負債で除した数値であり, 支払い能力を表すもので, 短期的な財務の安全性を測る指標。
- 6 自己資本比率: 正味財産(純資産)を資産合計で除した数値であり, 中長期的な財務の安全性を測る指標。
- 7 退職給付引当資産積立率: 退職給付引当資産を退職給付引当金で除した数値であり, 退職給付引当資産の積立状況を測る指標。
- 8 自主財源比率: 総収入に占める市からの収入(委託料, 補助金, 負担金等)以外の収入の割合を示す数値であり, 財務的自立性を測る指標。
- 9 改革の重点課題: 各団体が設定した4年間の取組期間における重点課題をこの基本方針において示したもの。

